

## 仕様書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
経理部

### 1. 件名

令和4事業年度決算業務の支援及び改善に向けた調査

### 2. 目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、独立行政法人通則法第37条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第10条等に基づき、独立行政法人会計基準及び同注解等に則った適正な会計処理を行う必要がある。なかでも、年次決算では財務諸表、附属明細書及び決算報告書等を作成する必要があるが、限られた人員、時間的制約の中で正当性、正確性を確保しつつ着実に作業を進めなければならない。今般、令和4事業年度の年次決算において、機構における決算業務の効率化、高度化を達成する観点から、会計監査人とは異なる公認会計士等の専門的見地に基づく実務上必要な支援等を通じ、NEDOにおける決算業務の課題及びその改善点を明らかにする。

### 3. 内容

#### (1) 概要

公認会計士等の専門的見地より、NEDOが作成する令和4事業年度の財務諸表等に関する計数の調製及び資料作成等の実務支援を行うこと。また、本決算業務に係る助言、指導等を行うこと。なお、支援業務はNEDO川崎本部での実地を想定（週3回目安）。以上で収集した知見を整理し、決算業務の高度化に関する提言を成果報告書としてまとめること。業務内容の詳細は以下のとおり。

#### (2) 財務諸表等作成支援業

- ① 会計伝票審査（3月-4月）
- ② 消込作業支援（3月-4月）
- ③ 個別財務諸表等に係る決算整理（予算と決算に関する関連表等）に関する支援（4月-5月）
- ④ ①～③に基づく財務諸表等\*の作成に関する支援（4月-6月）
- ⑤ 会計監査人の期末往査に係る対応補助、助言、指導（3月-6月）
- ⑥ その他、財務諸表等作成全般に関する業務支援（3月-6月）

#### \*対象となる財務諸表等

勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、並びに勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書。

(3) 決算業務に係る助言等

- ① 独立行政法人会計基準及び同注解の改正点、中長期計画最終事業年度に関する留意事項等、令和4事業年度決算に係る助言及び指導
- ② 財務諸表等の作成プロセスの効率化・高度化に係る助言、提案及び指導

(4) 成果報告書の作成

(2) ～ (3) で収集した実務上の課題等を整理し、決算業務の高度化に向けた提言を成果報告書として取りまとめ、委託者に提出すること。

4. 調査期間

NEDOが指定する日（2023年3月1日（水）を予定）から2023年6月30日（金）まで

5. 予算額

700万円以内（税込み）

6. 成果報告書

提出期限：2023年6月30日（金）

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. その他

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上